

# 一般社団法人 車両情報活用研究所 会員規程

## 第1条 総則

一般社団法人 車両情報活用研究所（以下：本研究所）の会員は、本研究所の目的に賛同する法人及び団体とする。

## 第2条 種別と権利

本研究所は、正会員及び賛助会員からなり、学識経験者または本研究所に功労のあった者を顧問として委嘱できる。

### (1) 会員

- 正会員は、総会に参加できる。
- 正会員は、各1個の議決権を有する（定款 第17条）。
- 正会員は、本研究所の行う事業全般に参加することができる。
- 正会員は、本研究所の目的達成に向けた特定のテーマに関わる事業展開を行う
- ワーキンググループを形成することができる。

### (2) 準会員

- 準会員は、総会にオブザーバーとして参加できるが、議決権は有しない。
- 準会員は、本研究所の行う事業のうち、情報提供活動、啓蒙啓発活動及び情報交換に関わる活動に参加できる。
- 準会員は、ワーキンググループに参加できる。

### (3) 賛助会員

- 賛助会員は、総会にオブザーバーとして参加できるが、議決権は有しない。
- 賛助会員は、本研究所の行う事業のうち、情報交流に関わる活動に参加できる。
- 賛助会員は、ワーキンググループへの参加はできない。

### (4) 顧問

- 顧問は、総会にオブザーバーとして参加できるが、議決権は有しない。
- 顧問は、本研究所の行う事業全般に参加することができる。
- 顧問は、ワーキンググループへの参加はできない。

## 第3条 入会の手続き

本研究所の会員になろうとする者は、事務局宛に次の書類を提出する。

- (1) 入会申込書
- (2) 誓約書

## 第4条 入会の審査と承認

本研究所への入会については事務局がこれを審査し、理事会の承認を得ることとする。

## 第5条 入会金及び年会費

本研究所の会員は、次に定める入会金、及び年会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 正会員 : 50,000 円

準会員 : 無料

賛助会員 : 無料

- 新たに会員となる者が負担の義務を負い、入会後は退会その他の理由にかかわらずいっさい返還されない。

(2) 年会費 正会員 : 200,000 円

準会員 : 60,000 円

賛助会員 : 無料

- 正会員、及び準会員は年会費を負担する義務を負い、事業年度途中からの入会または退会であっても、当該事業年度の会費は納入しなければならない。

#### 第6条 守秘義務

会員と当研究所間、または各会員間にて秘密事項を開示する必要がある場合は、守秘義務に関する契約を個別に締結することが出来る。

#### 第7条 退会の手続き

本研究所の退会にあたっては、退会しようとする日の一ヶ月前までに、所定の退会届を事務局宛に提出しなければならない。

#### 第8条 除名の手続き

理事会において会員を除名する場合、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。また、第6条における個々に締結された守秘義務に関する契約に違反があった場合、理事会の決議により違反行為があった会員を除名する場合がある。

#### 第9条 規程の改訂

本規程の改定は理事会の決議による。

#### 第10条その他

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

#### 附則

1. 本規程は2009年7月17日制定、本規程は2009年7月30日より施行する。
2. 本規程は2010年6月25日改定、本規程は2010年6月28日より施行する。

2010年6月28日